

「ソーシャルワーカーの倫理綱領改定案」に対する

パブリックコメントの呼びかけ

2019年5月、JFSW倫理委員会によって「ソーシャルワーカーの倫理綱領改定案」(別紙)がまとめられましたので、構成団体4団体の会員の皆様に対し、パブリックコメントを、下記の要領で募集します。

パブリックコメントは、以下の方法と様式に従って提出して下さい。

1. コメントを送る際は、必ず、①団体名、②会員番号、③氏名、④コメント箇所(新旧対照表の左側の番号)、⑤コメント、⑥コメントの理由、の6項目のすべてを記載して下さい。
2. ①・②・③の記載がない場合は、不採用とする場合がありますので、ご注意ください。
3. コメントや理由は、概ね200字以内で、簡潔に書いて下さい。
4. コメントの方法は、インターネットサイト(右のQRコード)で行なうほか、それぞれの団体の指示する方法(FAXなど)に従って下さい。
5. インターネットサイトのURLは以下のとおりです。

<https://sites.google.com/view/jfswrinri/%E3%83%A1%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%82%B8>

※また、右のQRコードからもサイトに入ることができます。



6. 長文でコメント内容が明確でない場合は、作業の正確性や円滑化をはかる観点から、不採用とする場合がありますのでご了承下さい。
7. コメントの受付締切は、4団体共通で、2019年7月31日24:00必着とします。